

知多市公告第 35 号

知多都市計画地区計画の案を作成するため、知多市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 6 年知多市条例第 4 号）第 2 条の規定に基づき、その原案を次のように公衆の縦覧に供する。

この案について意見のある区域内の土地所有者及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知多市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 4 月 14 日

知多市長 宮 島 壽 男

1 都市計画の種類及び名称

知多都市計画新舞子駅西地区計画

知多都市計画浦浜地区計画

2 都市計画を定める土地の位置、区域及び面積

新舞子字大瀬の一部、約 1.6 ha

八幡字浦浜、浦浜新田、堀切、荒井の各一部、約 18.2 ha

3 縦覧場所

知多市役所都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和 7 年 4 月 14 日（月）から令和 7 年 4 月 28 日（月）まで